

平成31年度 伊達市保育所入所案内



«平成31年4月から保育所へ入所するための案内です»

受付区分	申込受付日時	受付場所
新規入所	平成30年12月15日（土）～12月17日（月） 午前9：30～午後5：00 <u>※面談がありますので、入所するお子さんとご一緒にお越しください。</u> ※兄弟で継続入所児童がいる場合は、まとめて新規入所時に申込みできます。	伊達市保健センター （末永町39番地8）
	平成30年12月8日（土）～14日（金） 8日（土）・9日（日）午前9：00～午後1：00 10日（月）～14日（金）午前8：45～午後8：00	
継続入所	平成30年12月10日（月）～14日（金） 午前8：45～午後5：30	大滝総合支所 地域振興課

⚠ 受付期間を間違えないようお申込みください。

★申込書類チェック表★

👉 申込時に不備がないよう必ずチェックしてください。

申込に持参する書類（詳しくは1ページをご覧ください。）	
<input type="checkbox"/> 保育所入所申請書	<input type="checkbox"/> 印鑑
<input type="checkbox"/> 保育を必要とする事由の証明書 ※保護者全員分の書類が必要です。	
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード（個人番号カードまたは通知カード）	

◆お問い合わせ先

- 伊達市健康福祉部子育て支援課保育係
〒052-0024 伊達市鹿島町20番地1
TEL：0142-23-3331（内線318・324・328）
メール：jidoukatei@city.date.hokkaido.jp

- 伊達市大滝総合支所地域振興課
〒052-0301 伊達市大滝区本町85番地
TEL：0142-68-6111

保育所の申込については下記のQRコードでも確認できます。

【伊達市HP 保育所への入所】



《目次》	ページ
1 支給認定について	1
2 保育所の申し込みについて	1
3 保育の認定期間・保育時間について (2号・3号認定)	2
4 保育料について	3
5 特別保育事業	6
(1) 延長保育	
(2) 休日保育	
(3) 一時保育	
(4) 病児保育	
6 保育所のきまり	8
(1) 慣らし保育について	
(2) 送り迎えについて	
(3) 健康管理について	
(4) 給食について	
(5) 保育中のけが・事故について	
(6) 服装・持ち物について	
(7) 随時、手続きが必要な場合	
(8) 入所決定までのスケジュール	
7 伊達市保育所等の利用調整基準	11
(1) 優先順位の設定方法	
(2) 基本点数表	
(3) 調整点数表	
(4) 同一点数時の順位表	
8 入所施設一覧	13
9 その他のサービス	15
子育て支援センター	

1 支給認定について

保育所などを利用するために子どもの年齢や世帯の状況に応じて3つの区分の「支給認定」を受ける必要があります。

認定区分	保育の必要性	対象	利用可能施設
1号認定	教育標準時間	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、 教育を希望する場合	・幼稚園 ・認定こども園（教育部分）
2号認定	保育短時間認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、 保育を希望する場合	・保育所 ・認定こども園（保育部分）
3号認定	保育標準時間認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもで、 保育を希望する場合	

※認定申請は居住地の市町村で行う必要があります。

※幼稚園と認定こども園への入園希望、詳細等は各園にお問い合わせください。

（伊達市内では京王幼稚園と伊達幼稚園が対象になります。）

2 保育所の申し込みについて

申し込みの際は、入所申請書及び保育を必要とすることを証明する書類が必要です。
受付期間内に必ず提出してください。（新規入所はお子さんの面談を行います）

【必要な書類等】

- ・保育所入所申請書、マイナンバーカード（個人番号、通知カード）、
免許証などの身分証明書（マイナンバーカードをお持ちの方は不要）

【保育を必要とする証明書】

- ・下の表を参考に該当する書類を必ず提出してください。

保育を必要とする事由	保育を必要とすることを証明する書類
就労（予定も含む）	就労証明書
妊娠・出産	母子保健手帳の写し
保護者の疾病・負傷	医師の診断書・身体障がい者手帳の写し等
同居親族等の介護・看護	医師の診断書 介護認定結果通知書の写し等
就学	在学証明書
求職活動	求職活動申出書・ID-カードの写し
災害復旧	り災証明書
育児休業中に既に保育を利用している 子どもがいて、 <u>継続利用</u> が必要な場合 ※育休中の新規入所はできません。	育児休業取得証明書・就労証明書 育児休業明け入所申出書
その他	必要に応じて書類を求める場合があります

※求職活動、育児休業などは保育短時間となります。「保育短時間認定同意書」の提出が必要です。

【状況により必要となる書類】

保育を必要とする事由	必要な書類
同居している65歳未満の祖父母がいる場合	父母と同様に、祖父母の状況に応じて 上段の書類を提出してください。
同居している方の中に障がい者手帳をお持ちの方 がいる場合	・身体障がい者手帳 ・療育手帳 等

3 保育の認定期間・保育時間について（2号・3号認定）

保育の認定期間と保育時間は「保育を必要とする事由」により異なります。

【認定期間】

No.	保育を必要とする事由	認定期間
1	就労	在職期間まで
2	妊娠・出産	出産予定日の前8週から後8週の期間を含む月単位の期間
3	疾病・負傷	療養に要する期間 ※診断書等に証明された期間まで
4	介護・看護	介護・看護に要する期間まで
5	就学	就学期間
6	求職活動	退職日の翌日から60日を経過する日を含む月末までの期間
7	災害復旧	災害復旧に要する期間
8	育児休業	育児休業期間
9	その他	必要に応じて期間を認定

【保育時間】

●**保育標準時間**：最長11時間／日（保育所で異なります。 ※詳細は13ページ）

●**保育短時間**：最長8時間／日（8：30～16：30）

保育を必要とする事由	保育必要量
1.就労 4.介護・看護 5.就学	・1ヵ月あたりの保護者の就労等の時間により区分 保護者のいずれも月／120時間以上…「 保育標準時間 」 保護者のいずれかが月／64時間以上120時間未満…「 保育短時間 」 例) 父：月／160時間の就労 母：月／100時間の就労 ⇒ 保育短時間
2.妊娠・出産 3.疾病・負傷 7.災害復旧	「 保育標準時間 」
6.求職活動 8.育児休業	「 保育短時間 」

※1.就労 4.介護・看護 5.就学を事由とする場合は、月64時間以上の労働等を状態として
いることが要件となります。

※保育所と認定こども園の保育部分では、原則として保育が必要な時間帯の利用となります。
仕事がない日（時間帯）は、できるだけお子さんと一緒に過ごしましょう。

※保育短時間は8：30～16：30までの認定になりますが、就労時間が、この時間帯を超える
場合には、状況により、保育標準時間で認定を受けることも可能ですのでご相談ください。

※保育施設利用可能時間を超えて保育が必要なお子さんは、延長保育を利用することができます。
利用の際は別途、延長保育料がかかります。（詳細は6ページ）

4 保育料について

保育料は、国の基準をもとにして、市独自の軽減措置をしております。

保育料は年齢（4月1日現在）と世帯の市町村民税（住民税）の課税額により決定されます。

また、毎年9月に保育料の改定があります。

4月分から8月分までの保育料は平成30年度市町村民税、9月分から翌年3月分までの保育料は平成31年度市町村民税によりそれぞれ算定し、決定します。

平成31年4月	8月	9月	翌年3月
平成30年度 市町村民税額		平成31年度 市町村民税額	

※ 市町村民税…住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税控除・寄附金控除等の税額控除がある場合は、控除前の額が算定の基準となります。

※ 入所児童が2名以上の場合は、2人目の保育料は半額、3人目以降は無料です。

◎ 保育料の口座振替日は毎月末となっております。（土日祝日の場合は翌営業日）

◎ 保育料を滞納すると、督促状の送付に始まり、児童手当からの充当、差押え等の滞納処分を行います。

■保育料基準額表（大滝保育所を除く保育所）

定義	階層区分	保育標準時間			保育短時間			※参考記載	
		3歳未満	3歳	4歳以上	3歳未満	3歳	4歳以上	国の基準（標準時間）	
生活保護世帯	A	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
市民税非課税世帯	B	7,000	4,000	4,000	6,900	4,000	4,000	9,000	6,000
市民税均等割のみ	C1	16,000	13,000	13,000	15,800	12,800	12,800	19,500	16,500
市町村民税の所得割額	48,600円未満	C2	18,000	15,000	15,000	17,700	14,800		
	57,700円未満	D1	21,000	18,000	18,000	20,700	17,700	17,700	
	61,000円未満	D2	21,000	18,000	18,000	20,700	17,700	17,700	
	73,000円未満	D3	26,000	24,000	24,000	25,600	23,600	23,600	
	77,101円未満	D4	28,000	27,000	27,000	27,600	26,600	26,600	
	85,000円未満	D5	28,000	27,000	27,000	27,600	26,600	26,600	
	97,000円未満	D6	30,000	27,000	27,000	29,500	26,600	26,600	
	121,000円未満	D7	36,000	31,000	31,000	35,400	30,500	30,500	
	145,000円未満	D8	37,000	32,000	31,000	36,400	31,500	30,500	
	169,000円未満	D9	43,000	34,000	32,000	42,300	33,500	31,500	
	195,000円未満	D10	49,000	35,000	32,000	48,200	34,500	31,500	
	221,000円未満	D11	57,000	37,000	34,000	56,100	36,400	33,500	
	247,000円未満	D12	57,000	37,000	34,000	56,100	36,400	33,500	
	274,000円未満	D13	58,000	38,000	35,000	57,100	37,400	34,500	
	301,000円未満	D14	58,000	38,000	35,000	57,100	37,400	34,500	
	397,000円未満	D15	71,000	39,000	36,000	69,800	38,400	35,400	
397,000円以上	D16	81,000	46,000	44,000	79,700	45,300	43,300		
								61,000	58,000
								80,000	77,000
								104,000	101,000

■保育料基準額表（大滝保育所）

■保育料基準額表（大滝保育所）								※参考記載		
定義	階層 区分	保育標準時間			保育短時間			国の基準（標準時間）		
		3歳未満	3歳	4歳以上	3歳未満	3歳	4歳以上	3歳未満	3歳以上	
生活保護世帯	第1	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
市町村民税非課税世帯	第2	4,500	3,000	3,000	4,500	3,000	3,000	9,000	6,000	
市町村民税均等割のみ	第3	9,750	8,250	8,250	9,650	8,150	8,150	19,500	16,500	
市町村民税の 所得割額	48,600円未満	第4	15,000	13,500	13,500	14,800	13,300			13,300
	57,700円未満	第5	15,000	13,500	13,500	14,800	13,300	13,300		
	77,101円未満	第6	15,000	13,500	13,500	14,800	13,300	13,300	30,000	27,000
	97,000円未満	第7	15,000	13,500	13,500	14,800	13,300	13,300		
	169,000円未満	第8	22,250	20,750	19,670	21,950	20,450	19,370	44,500	41,500
	274,000円未満	第9	30,500	22,750	19,670	30,000	22,450	19,370	61,000	58,000
	397,000円未満	第10	40,000	22,750	19,670	39,400	22,450	19,370	80,000	77,000
	397,000円以上	第11	40,000	22,750	19,670	39,400	22,450	19,370	104,000	101,000

■大滝区基準外入所 保育料基準額表

定義	階層 区分	保育短時間			
		3歳未満	3歳	4歳以上	
市 所 得 村 割 民 税 の	97,000円未満 (非課税含む)	ア	21,950	20,450	19,370
	169,000円未満	イ	30,000	22,450	19,370
	169,000円以上	ウ	39,400	22,450	19,370

※大滝区基準外入所の利用時間は8：30～16：30までとなります。

◆多子世帯・ひとり親世帯等 保育料負担軽減

① 国の軽減対策（市役所への申請は必要ありません。）

[多子世帯]

- ・世帯の市町村民税所得割額合算額が57,700円未満である場合
第2子＝半額 第3子以降＝無料

[ひとり親等]

- ・世帯の市町村民税所得割額合算額が48,600円未満（生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯を除く。）
第1子＝1,000円の軽減措置に加え半額 第2子以降＝無料
- ・世帯の市町村民税所得割額合算額が48,600円以上～77,101円未満
第1子＝半額 第2子以降＝無料

※上記世帯については、第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限はありません。

② 北海道の保育料軽減支援事業（市役所への申請は必要ありません。）

●助成の対象者

- ・世帯の市町村民税所得割額合算額が169,000円未満である場合
- ・3歳未満かつ第2子以降の児童

●助成の内容

上記に該当する方は、保育料が免除になります。

※第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限はありません。

③ 伊達市の第3子以降児童保育料助成事業（市役所へ申請が必要です。）

●助成の対象者

- ・15歳以下（中学3年生まで）の児童を3人以上養育している保護者（保育料の納付義務者）であること
- ・保護者及び保育所入所児童の住民登録が伊達市にあること
- ・保育料の滞納がないこと
- ・市税、国民健康保険税の滞納がないこと

●助成の内容

- ・第3子以降の児童の保育料階層が次に該当する方は、保育料が免除・減額になります。
 - (ア) 常設保育所の保育料階層がB階層からD7階層まで
 - (イ) 大滝保育所の保育料階層が2階層から8階層まで若しくはA階層又はイ階層
- ・第3子以降の児童の保育料階層が上記以外の方は、保育料が減額（1/2）となります。

●手続方法

- ・「第3子以降児童保育料減免申請書」、市税「完納証明書」を添付して子育て支援課へ提出してください。
 - ※申請書は、子育て支援課窓口で配布しています。
 - ※完納証明書は市役所税務課で発行できます。（1通200円）

※国の制度改正によって保育料・助成制度が変更されることがあります。

5 特別保育事業

(1) 延長保育

認定されている時間を超えて、保育が必要になる場合に利用できます。

例) 伊達保育所の時間帯

	7:30	8:30	16:30	18:30	19:30
標準時間	保育標準時間（利用可能時間） ※基本保育料				延長保育(A)
短時間	延長保育(B)	保育短時間（利用可能時間） ※基本保育料		延長保育(B)	延長保育(A)

◎保育標準時間の方

- (A) 18:30を超えて利用した場合、200円かかります。
⇒各保育所でお支払いください。

◎保育短時間の方

- (A) 18:30を超えて利用した場合、200円かかります。
⇒各保育所でお支払いください。
- (B) 8:30以前に利用した場合、16:30～(18:30)を超えて利用した場合200円かかります。(朝と夕方、両方の延長を利用しても200円です。)
⇒市から送付する納付書でお支払いください。

●上記は伊達保育所の例です。

延長保育時間、料金は施設によって異なるので、各施設へご確認ください。(詳細は13ページ)

(2) 休日保育

日曜日及び祝日等に保育が必要になる場合に利用できます。

子育て支援課への登録申請後、利用日の前月20日までに虹の橋保育園への予約が必要になります。
※年度ごとの登録になります。前年度申請された方も再度登録が必要です。

実施保育園	虹の橋保育園（舟岡町200番地142） 電話 0142-25-7111
対象児童	市内の保育所・認定こども園（保育部分）へ入所している満1歳以上の児童
定員	1日12人
利用日時	日曜日、国民の祝日（年末年始は除きます） 7:30～18:30
利用料	無料

(3) 一時保育

保護者の個人的理由・社会的理由にかかわらず、家庭での保育が一時的に困難となった場合に、月12日間を限度として、就学前のお子さんを保育する事業です。

詳細・申込みは、「虹の橋保育園」までご連絡ください。

実施保育園	虹の橋保育園（舟岡町200番地142） 電話 0142-25-7111
対象児童	認可保育所、幼稚園、認定こども園に入所していない満1歳～就学前の児童
定員	1日6人
利用日時	月曜日～土曜日まで（祝日・年末年始は除きます） 8：30～16：30（延長保育あり）
利用料	一日 2,000円 半日（8：30～12：30または12：30～16：30） 1,000円 ※前年度非課税世帯は免除になります。
延長利用料	7：30～8：30または16：30～17：30 1回500円 ※延長利用料の免除はありません

(4) 病児保育

病気のお子さんを就労中の保護者に代わって看護保育する事業です。

詳細・申込みは、「メイの家」までご連絡ください。

実施事業所	メイの家（松ヶ枝町30番地8 インター通り小児科裏） 電話 0142-21-3388
対象児童	生後5カ月から小学校6年生まで
定員	1日2人
利用日時	月曜日～金曜日まで（土日祝日・お盆休み・年末年始は除きます） 8：00～18：00
利用料	一日 1,800円 ※生活保護受給世帯・前年度非課税世帯は免除になります。

6 保育所のきまり

保育所では、集団生活の場であるため、安全かつ快適に保育ができるよういくつかのきまりを設けています。

保育所により異なるものがありますので、詳細は各保育所にご確認ください。

(1) 慣らし保育について

入所時にお子さんが負担なく集団生活と環境の変化に慣れるため、保育時間を徐々に長くし安心して過ごせるよう、1週間程度の慣らし保育を行っています。期間については、各保育所にご相談ください。

※慣らし保育は入所日以降に行います。

(例：4月1日入所日の場合、4月1日から1週間程度など)

(2) 送り迎えについて

- ・決められた登所時間から遅れて登所する場合や、欠席する場合は当日の午前9時までにご連絡ください。
- ・決められた人以外が迎えに来る場合は連絡をしてください。連絡のない場合はお子さんをお渡しできません。
- ・事故防止のため、必ずお子さんと手をつなぎ飛び出しなどがないようにお願いします。
- ・指定されている駐車場を利用してください。

(3) 健康管理について

- ・身体はいつも清潔にしてください。
- ・予防接種や健診については保護者が責任を持って受けて下さい。
(予防接種日は副作用が出ることがありますので家庭で安静をお願いします)
- ・特異体質(熱性けいれん等)の場合は、忘れずにその旨をお知らせください。
- ・保育所では、薬などの与薬は行いません。病気の場合は全快するまで家庭での休養をお願いします。
- ・伝染性疾患の場合は、医師の指示に従って治療してください。
- ・集団生活に耐えられない健康状態の時は途中で連絡し、お迎えに来ていただきます。
- ・保育所では、嘱託医による内科健診と歯科検診を実施しています。

(4) 給食について

毎月献立表をお渡ししますので参考にしてください。

- ・0歳児は発達に応じて食事の内容が変わります。
- ・1歳児～2歳児クラスの昼食は完全給食(主食・副食)です。
- ・3歳児クラス以上の昼食は副食のみですので、副食にあった主食を持たせてください。
- ・食物アレルギーなどで食事に配慮が必要な場合は、医師の指示書等に基づき対応することがありますので、ご相談ください。

(5) 保育中のけが・事故について

保育所は、お子さんの健康と安全に最大限の注意を払ってお預かりし、けが・事故の未然防止にできる限り努めてまいります。

万が一、保育中にけがや事故が発生した場合、すみやかに状況を判断し、応急処置のうえ保護者へ連絡後、医療機関へ搬送等の対応をとります。

保護者と連絡がつかない場合には、保育所が判断させていただきます。

その後、通院が必要な場合には、保護者の方に行っていただきます。

※ なお、入所児童は全て傷害保険に加入しています。

(6) 服装・持ち物について

- ・ 衣服、持ち物などはいつも清潔にしてください。
- ・ すべてに大きく名前をつけてください。
- ・ 活動しやすい季節にあった服装にしてください。
- ・ ひとりで着脱のしやすいもの、排泄の際にお子さんが困らないものを着させてください。
- ・ 靴は、足にあったもので、自分で履けて、活動しやすいものを履かせてください。
- ・ 持ち物については各保育所で異なりますので、ご確認をお願いします。

(7) 随時、手続きが必要な場合

世帯の状況が変わった場合は、**必ず印鑑を持参の上**、子育て支援課で手続きしてください。

【例】

- ・ 住所、氏名の変更
- ・ 家族構成の変更（再婚・離婚・親族との同居など）
- ・ 退職、職場変更、就業時間の変更
- ・ 妊娠、出産、育児休業を取得する場合
- ・ 電話番号等、連絡先に変更があった場合
- ・ 保育の必要性がなくなった場合 等

※ 上記については保育所にも連絡してください。

※ 変更の事由に応じ、書類の提出も必要です。（1ページ参照）

(8) 入所決定までのスケジュール

◆ 12月17日（月） 申込締切



◆ 12月下旬～2月中旬 入所選考

- ・利用調整基準に基づき、保育の優先度の高い方から入所選考を行います。
- ・申込期間内であれば、先着順で決定することはありません。
- ・選考時、書類不備や内容確認のため、市から保護者へ連絡することがあります。
- ・不足書類の未提出、虚偽申請などがあつた場合は、保育所へ入所できない場合があります。
- ・第3希望までの保育所に入所できない場合は、市から個別に連絡し、調整させていただきます。
（定員を超える場合は、待機となる可能性があります）



◆ 2月下旬 入所可否決定

- ・選考結果を郵送で通知します。

※入所申込状況により、保育所の決定時期は前後することがありますので、ご了承ください。

※入所選考中に、保育所を辞退し幼稚園など他の施設に入所する場合や、市外に転出する場合は申請の取り下げが必要になります。市役所子育て支援課窓口まで手続きにお越しください。
（印鑑を持参してください）

※前年度から待機児童となっているお子さんは、新規入所時にお申込みください。
（申込みは1年に1回必要です）

7 伊達市保育所等の利用調整基準

保育所・認定こども園の保育部分の利用定員を上回る応募があった場合は、市があらかじめ定めた利用調整基準に基づき、優先順位を設定します。

(1) 優先順位の設定方法

保育を必要とする事由やその状況に応じた「基本点数」及びその他の状況に応じた「調整点数」の合計点数の高い世帯の児童から優先順位を設定します。また、合計点数が同一の場合には、「同一点数時の順位」により優先順位を設定します。

①基本点数

伊達市保育の必要性の認定等に関する基準を定める条例に基づき、保育を必要とする事由に従い設定します。

- ・ 父母の保育を必要とする事由・状況に応じて、それぞれ基本点数を設定し、父母それぞれの基本点数を合算して世帯の基本点数とします。
- ・ ひとり親世帯は、当該ひとり親の基本点数に「100点」を合算して世帯の基本点数とします。
- ・ 父母がいない場合は、その他の保護者の基本点数で設定します。

②調整点数

①保育の代替手段、②世帯状況、③就労状況、④きょうだいの状況、⑤昨年度の保育状況に応じて加点・減点します。

③同一点数時の順位

基本点数と調整点数の合計が同一の世帯は、順位表の該当順により判断します。

(2) 基本点数表

事由	状況	点数	保育できない理由・保護者の就労状況等
①就労		100	月実働160時間以上就労している。(1日8時間以上かつ月20日以上)
		90	月実働140時間以上160時間未満就労している。(1日7時間以上かつ月20日以上)
		80	月実働120時間以上140時間未満就労している。(1日6時間以上かつ月20日以上)
		70	月実働100時間以上120時間未満就労している。(1日5時間以上かつ月20日以上)
		60	月実働64時間以上100時間未満就労している。(1日4時間以上かつ月16日以上)
②妊娠・出産		80	母が出産又は出産予定日の前後2か月の期間にあり、出産の休養を要する場合
③保護者の疾病・障がい等	疾病	100	入院、又は入院に相当する治療・安静が必要で日常生活が不能な場合
		70	通院加療を行い、常に安静を要するなど保育が著しく困難な場合
		50	疾病により保育に支障がある場合
	障がい	100	身体障害者手帳1～2級、及び精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳Aの交付を受けていて保育が困難な場合
		80	身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B・Cの交付を受けていて保育が困難な場合
		60	身体障害者手帳の交付を受けていて保育が困難な場合
④同居親族等の看護・介護		100	常時看護(介護)が必要であり、月160時間以上の保育が困難である。 (1日8時間以上かつ月20日以上完全看護が必要な場合)
		70	入院、通院、通所の付添いのため、月100時間以上の保育が困難である。 (1日5時間以上かつ月20日以上付添いが必要な場合)
		50	入院、通院、通所の付添いのため、月64時間以上の保育が困難である。 (1日4時間以上で月12日以上付添いが必要な場合)
⑤災害復旧		100	震災・風水害・火災その他の災害により自宅の復旧にあっている場合
⑥求職活動		30	求職中(就労先未定)である場合
⑦就学		80	職業訓練校、専門学校、大学等に月120時間以上就学している場合
		50	職業訓練校、専門学校、大学等に月64時間以上就学している場合
⑧虐待・DV		—	当該児童及び世帯の状況に応じて別途判断する。
⑨育児継続利用		—	育児休業取得時に、既に上の子が保育所等に入所している場合は、上の子の継続利用を認めるため、利用調整は必要ない。
⑩保育士等		—	保育士等(保育助手を含む)、幼稚園教諭、保育教諭が保育所、認定こども園、幼稚園で勤務する場合で、子が保育所を利用する場合は優先入所とする。
⑪その他		—	上記に類すると認められる場合は、当該児童及び世帯の状況に応じて別途判断する。

(注)

- ※ 父母が複数の事由に該当する場合は、各々の事由のうち基本点数の高い方を採用します。
- ※ 就労時間には休憩時間を含みます。また、不規則勤務等、表記の就労日数及び時間数によりがたい場合は別途判断とします。()内の1日の就労時間と月の就労日数は判断の目安とします。
- ※ 同居親族等の看護・介護は、介護サービス等が利用できる時間帯を除きます。
- ※ 就労時間には通勤時間を含みます。
- ※ 保育士等の優先入所にあたり、事務職員・調理員・用務員は含まれません。また、保育助手は資格の有無は問いません。

(3) 調整点数表

区 分	内 容	調整点数
① 保育の代替手段	65歳未満の祖父母が市内に在住しており児童の保育が可能な場合	-5
	地域型保育事業（小規模保育、事業所内保育等）の卒園児である場合	10
	育児休業後、復職時（4月1日以降）に利用を希望する場合	20
② 世帯状況	ひとり親世帯である場合	20
	ひとり親世帯であって、かつ求職中である場合	50
	生活保護世帯で、自立支援のため必要と認められる場合	30
	生活中心者の失業の場合（リストラ・事業所の倒産など本人の意に反した失業に限る。）	20
	児童本人が精神または身体に障がいを持っている場合	10
③ 就労状況	児童の日常生活において環境不良と認められる場合	10
	父母のうちいずれかが単身赴任	10
④ きょうだいの状況	通勤・通学時間が往復1時間以上の場合	10
	既にきょうだいが利用中の保育施設等を希望する場合	30
	きょうだいが同時に申込みをする場合	10
⑤ 昨年度の保育状況	申込みのない未就学児童のきょうだいがいる場合	-10
	前年度通っていた保育所に継続入所希望する場合	100
	前年度通っていた認定こども園に継続入所する場合	100
	前年度通っていた保育所、認定こども園以外に継続入所を希望する場合	80
	ひまわり保育所において、受入年齢の上限に達したために転園しなければならない場合（現時点、3歳児クラスで保育を受ける児童に限る）	100
	同一認定こども園において、1号認定から2号認定へ変更する場合	80
前年度（平成29年12月8日（金）から平成30年3月30日（金））までに入所申し込みをしたが、未だ待機している場合	50	

(4) 同一点数時の順位表

順位	内 容
1	伊達市民である。（転入予定者を含む。）
2	基本点数が高い順
3	同居者なしのひとり親世帯または生活保護世帯
4	同世帯に障がい者がいる場合
5	前年度市民税所得割額の低い世帯

8 入所施設一覧

《 公立 》 【休所日：日曜・祝日、12月31日～1月5日】

施設名	所在地・電話番号	入所対象年齢	開所時間	特別保育
ひまわり保育所 (定員 120名)	伊達市竹原町 5 7 番地1 電話・FAX:0142-25-3493	(入所日時時点で) 生後5か月を超えた翌月 から 4歳未満	7:30～18:30	障
くるみ保育所 (定員 90名)	伊達市末永町94番地91 電話・FAX:0142-25-1165	(4月1日現在) 1歳6か月以上 から 5歳まで	7:30～18:30	障
大滝保育所 (定員 30名)	伊達市大滝区本郷町84番地 電話・FAX:0142-68-6262	(入所日時時点で) 生後5か月を超えた翌月 から 5歳まで	7:45～18:00	障

★ ひまわり保育所は、0～3歳児クラスの保育所のため、4歳児クラス以降は他の保育所へ転所していただく予定となっています。

《 私立 》 【休所日：日曜・祝日、12月31日～1月5日】

施設名	所在地・電話番号	入所対象年齢	開所時間 (延長保育時間)	特別保育
伊達保育所 (定員 60名)	伊達市大町18番地 電話・FAX:0142-23-4017	(4月1日現在) 1歳6か月以上 から 5歳まで	7:30～19:30 (延・18:30～19:30)	延・障
うす保育所 (定員 30名)	伊達市有珠町1番地1 電話・FAX:0142-38-2598	(4月1日現在) 1歳以上 から 5歳まで	7:45～18:00	障
ふたば保育所 (定員 90名)	伊達市館山下町160番地 電話・FAX:0142-23-2792	(入所日時時点で) 生後5か月を超えた翌月 から 5歳まで	7:15～19:15 (延・18:15～19:15)	延・障
虹の橋保育園 (定員 60名)	伊達市舟岡町200番地142 電話：0142-25-7111 FAX：0142-25-7155	(入所日時時点で) 生後57日以上 から 5歳まで	7:00～19:00 (延・7:00～7:30) (延・18:30～19:00)	延・休 障・一
つつじ保育所 (定員 120名)	伊達市舟岡町344番地4 電話：0142-25-1918 FAX：0142-82-9009	(入所日時時点で) 生後5か月を超えた翌月 から 5歳まで	7:30～19:30 (延・18:30～19:30)	延・障

※くるみ保育所、伊達保育所、うす保育所は、4月1日現在で上記の年齢を超えていなければ、途中入所はできません。

※年度途中に育児休業明けで入所を希望する場合、原則、公立保育所のみ対象となります。

《 認定こども園 》

施設名	所在地・電話番号	入所対象年齢	開所時間 (延長保育時間)	特別 保育
京王幼稚園 (保育部分) (定員 15名)	伊達市館山町 1 5 番地 電話 0142-23-5454	(入所日時点で) 3歳から5歳まで	7:00~19:00 (延・7:00~7:30) (延・18:30~19:00)	延・障

※保育を必要とする場合のみ利用可能です。保育所入所時の申請が必要な他、直接京王幼稚園へ「入園願書」の提出が必要です。

※京王幼稚園の教育部分の利用を希望する場合は、直接幼稚園へ申込みください。

《 企業主導型保育所 》

施設名	所在地・電話番号	入所対象年齢	開所時間 (延長保育時間)	特別 保育
あんあん保育園 ソラニワルーム (地域枠定員 6名)	伊達市大滝区北湯沢温泉町50番地 電話 070-5609-0022 (園長)	(入所日時点で) 生後6か月から5歳まで	8:00~19:00 (延・19:00~20:00)	延・一

※あんあん保育園ソラニワルームの詳細、利用の希望は、直接保育園 (68-6552) へご連絡ください。

※設置者：野口観光株式会社 運営事業者：iNe Japan 株式会社 (アイネジャパン)

○ 保育短時間：午前8時30分から午後4時30分まで

○ 特別保育凡例

「延」(延長保育)・「障」(障がい児保育)・「休」(休日保育)・「一」(一時預かり保育)

◆平成31年度 保育所 入所年齢早見表

クラス	年齢	生年月日
未 満 児 ク ラ ス	0歳児クラス	H31年4月1日 で5か月以上 0歳~1歳
	1歳児クラス	1歳~2歳
	2歳児クラス	2歳~3歳
以 上 児 ク ラ ス	3歳児クラス (年少)	3歳~4歳
	4歳児クラス (年中)	4歳~5歳
	5歳児クラス (年長)	5歳~6歳

9 その他のサービス

【子育て支援センター】

お仕事がお休みの日や保育所・幼稚園の入園までの期間等、お子さんと一緒に「子育て支援センター」へ遊びに行ってみませんか。

●子育て支援センターってどんなところ？

広い部屋の中にたくさんの遊具があり、それを自由に使用して遊ぶことができます。

お子さんや保護者の方の交流の場としてもご利用いただけます。

職員が滞在し、利用のサポートをしますので、初めての方でも安心してご利用ください。

●どのように利用するの？

3ヶ所の支援センターの開放曜日・時間内であれば入室・退室は自由です。予約も必要ありません。

お子さんだけを預けることはできませんので、保護者の方と一緒にご利用ください。

また、育児や発育の心配事なども気軽にご相談ください。

【市内の子育て支援センター】 * 祝日・年末年始（12/31～1/5）はお休みです。

施設	開館日	開館時間	内容
<p>えがお</p> <p>末永町92番地6</p> <p>Tel 0142-21-3415</p>	月～金	8:45～17:30	<p>●センター開放事業 (月・木曜日 9:00～12:00、13:30～16:00) 就学前のお子さんと保護者の方なら、予約なしで利用することができます。</p> <p>●育児相談 (月～金曜日 8:45～17:30) 子育てに関する相談などをお受けします。</p> <p>●イベント 保護者向けの講座やイベントなどを開催しています。 詳細は市HP、広報だて、えがおの情報誌等をご覧ください。</p>
<p>おひさま</p> <p>舟岡町200番地142 (虹の橋保育園に併設)</p> <p>Tel 0142-25-7111</p>	月・火・木	9:30～16:00	<p>●センター開放事業 (月・火・木曜日 9:30～12:00、13:30～16:00) 就学前のお子さんと保護者の方なら、予約なしで利用することができます。</p> <p>●育児相談 (月・火・木曜日 9:30～16:00) 子育てに関する相談などをお受けします。</p>
<p>くろーばー</p> <p>館山下町160番地 (ふたば保育所に併設)</p> <p>Tel 0142-23-2792</p>	月・水・金	9:30～16:00	<p>●センター開放事業 (月・水・金曜日 9:30～12:00、13:30～16:00) 就学前のお子さんと保護者の方なら、予約なしで利用することができます。</p> <p>●育児相談 (月・水・金曜日 9:30～16:00) 子育てに関する相談などをお受けします。</p>

※ 詳しくは各子育て支援センターにお問い合わせください。



子育て支援センター 伊達市HP